

令和 8 年度 学校いじめ防止基本方針

鳴門市黒崎小学校あ

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

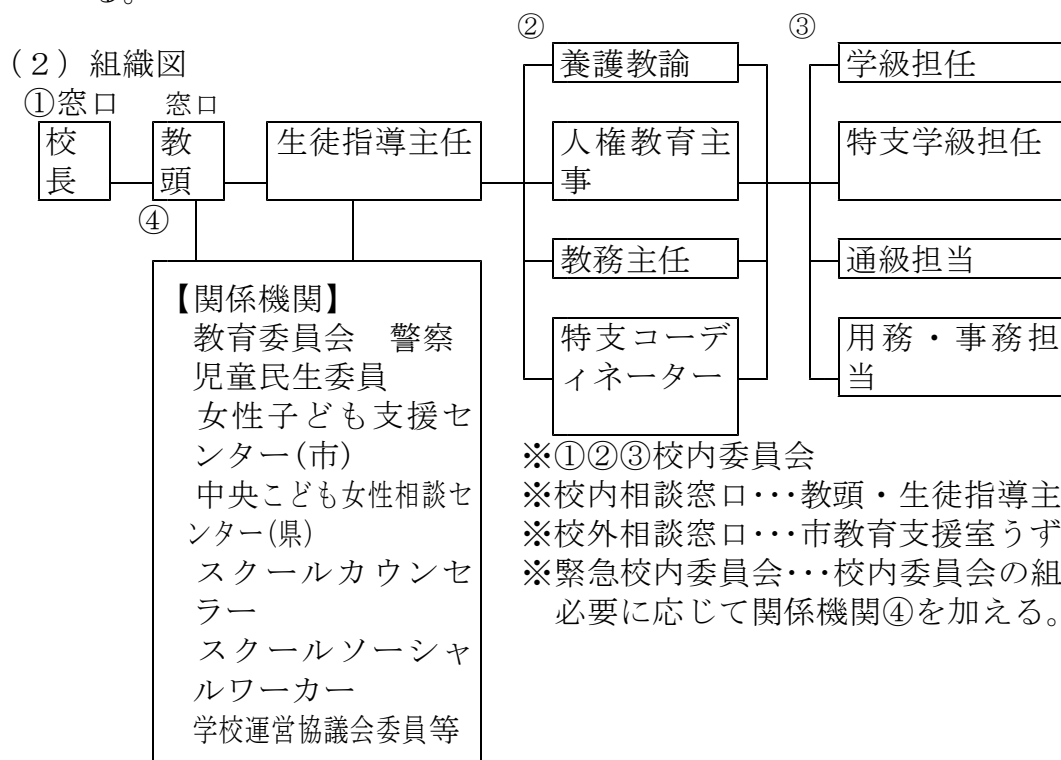
- (1) 全教育活動を通して、「いじめは決して許されない」「人として恥ずかしい行為」であることの理解を全児童に促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度や豊かな情操、道徳心、人間関係能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうるものであるという認識のもと事案発生後の困難課題対応的生徒指導のみならず、全教職員で、すべての児童を対象とする発達支持的指導及び困難予防的生徒指導を行う。
- (3) 児童のささいな変化や兆候、事象であっても、いじめの可能性のあることを常に意識し、全教職員で早期発見・早期対応を行う。
- (4) 発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (5) 子どもの悩みや相談を受け止める事ができるようにするために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる児童に対して、必要な教育上の指導を行っているのにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などは、警察等の関係機関との適切な連携を図り対応するとともに、出席停止措置を講ずることも検討する。

2 学校いじめ対策組織

(1) 組織の構成

管理職や教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等により構成する。また、必要に応じて心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

(2) 組織図



※①②③校内委員会

※校内相談窓口…教頭・生徒指導主任

※校外相談窓口…市教育支援室うずっこダイヤル

※緊急校内委員会…校内委員会の組織を基本とし必要に応じて関係機関④を加える。

(3) 組織の役割

- ① 年間計画の作成・実施・検証・修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける
- ③ いじめの疑いに係る情報の共有や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 必要に応じ緊急校内委員会を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童へ事実関係の聴取、指導や支援の体制・対処方針の決定と保護者への連絡を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教職員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮しつつ、相談には丁寧に対応し、児童や保護者の安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 相談内容によって、組織的な指導を継続し、必要に応じて関係機関との連携を図る。
- (4) 広く教育相談が利用されるよう児童や保護者に多様な相談窓口についての広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として決して許されない」「人として恥ずかしい事」との強い認識を、学校生活全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 規律正しい態度で授業や行事に参加できるようにし、活躍できる授業づくりや集団づくりを行う中で、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることをできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるようにする。また自己肯定感を高めるため、前向きに困難な状況を乗り越えられるような体験の機会や指導の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人として、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともにインターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について「G I G Aワークブックなると」等を用いて学校全体で取り組む。また県がネットパトロールを実施していることインターネット上の写真や文書は消去が困難であること刑事罰や民事罰が適用される場合があることにも触れて指導を行う。

- ⑨ 児童会活動(いじめ防止子ども委員会)などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑫ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑬ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針をホームページで公表するとともに、学期の始期、入学式等で説明することを通して、児童や保護者、地域住民の理解が得られるように努める。
- ② いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立し実践に当たるとともに、地域や家庭との連携を図る。必要に応じて警察や中央子ども女性相談センター(県)女性子ども支援センター(市)との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ 学校運営協議会等、PTAや地域の関係団体とも連携し、いじめ問題について啓発・協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談ができるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対処する。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のためのアンケート調査を定期的を実施することや子どものSOS相談窓口を集約して周知することによって、児童がいじめを訴えやすい体制をととのえる。また、個別面談や日記連絡帳の記述等から児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握できる方法を全校で共有し実施する。いじめの認知については学校いじめ対策組織において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等、学校内での連携に努める。特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに学校いじめ対策組織に報告する。
- (8) 保護者に対して、「いじめ早期発見にむけてのお願い」を配布するなど、いじ

め問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
 - ② 学校いじめ対策組織において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方法を決定する。
 - ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
 - ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。
- (2) いじめられた児童、保護者への支援
 - ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
 - ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
 - ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
 - ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
 - ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
 - ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (3) いじめた児童への指導と保護者への対応
 - ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
 - ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
 - ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
 - ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- (4) 他の児童への指導
 - ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
 - ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」「人として恥ずかしい行為」との意識を徹底させる。
 - ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組の促進等により、いじめを許さない学校づくりを進める。
- (5) 教育委員会等への報告と連携
 - ① いじめが改善されない場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、いじめた児童に対し必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
 - ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。
- (6) 関係機関への相談・通報
 - ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案はためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
 - ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。

- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。
- ④ 必要に応じて子ども達と関わる各種団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）や学校評議員制度等を活用する。

(7) いじめの解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期的な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

7 校内研修

- (1) 校内研修の計画を作成し、年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。
- (2) 計画的に校内委員会を開催し、児童個々の問題行動や変化について話し合い、指導方法を全教職員で共通理解する。

8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるときは、事実確認し結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行なわれたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画(いじめ防止プログラム)

年間目標

- ・いじめは、どの子どもにもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめを積極的に認知し 組織的に取り組む。
- ・教職員や児童が、学校内でのルールの検討や行事運営、運営啓発活動を通して、よりよい学校づくりを進めていく意識を醸成する。
- ・教職員の研修を通して、いじめについての共通理解、児童の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。
- ・児童との信頼関係を醸成し、いじめを見抜く感覚を磨くことでいじめの早期発見を

図る。

- ・児童に自己有用感を持たせたり、適切な人権意識を身につけさせたりすることを通して、いじめの未然防止を図る。

	内 容	対象者	担 当
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針の説明、指導体制や指導計画の公表 ・PTA本部役員会 ・校内研修（児童理解） ・家庭訪問 ・あいさつ運動（年間） ・学級目標の設定 ・廊下の正しい通り方運動（年間） ・1年生を迎える会 ・授業参観・PTA総会 ・くすのは班活動 	教職員・児童（全学年） 保護者 保護者 教職員 保護者 児童（全学年） 児童（全学年） 児童（全学年） 児童（全学年） 児童（全学年）・保護者 児童（全学年）	校長・生徒指導主任 教頭 研修主任・生徒指導主任 学級担任 学級担任・生徒指導主任 学級担任 生徒指導主任 6年担任 教頭・学級担任 特別活動担当教員
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向けチェックリスト配付 ・校内委員会 ・修学旅行 ・宿泊学習 ・くすのは班活動 ・生活アンケート調査・分析 	保護者 教職員 児童（6年生） 児童（5年生） 児童（全学年） 教職員・児童（全学年）	生徒指導主任 生徒指導主任 6年担任 5年担任 特別活動担当教員 生徒指導主任
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・国語学習「スイミー」 ・校区探検 ・人権ポスター ・くすのは班活動 ・校内委員会 ・Q-Uアンケート調査 	児童（2年生） 児童（3年生） 児童（全学年） 児童（全学年） 教職員 児童（3～6年生）	2年担任 3年担任 学級担任 特別活動担当教員 研修主任 3～6年担任
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・国語学習「大きなかぶ」 ・水泳学習 ・夏休み前集会 ・くすのは班活動 ・個人懇談 ・校外補導 ・校内委員会 ・楽しい学校生活を送るためのアンケート調査・分析 	児童（1年生） 児童（全学年） 教職員・児童（全学年） 児童（全学年） 保護者 保護者 教職員 教職員・児童（全学年）	1年担任 体育主任・学級担任 教務主任・生徒指導主任 特別活動担当教員 学級担任 生徒指導・研修主任 生徒指導主任

8月	・校外補導		生徒指導主任
9月	・夏休み明け集会 ・運動会 ・保護者向けチェックリスト配付 ・くすのは班活動 ・校内委員会 ・生活アンケート調査・分析	教職員・児童(全学年) 教職員・児童(全学年) 保護者・地域住民 保護者 児童(全学年) 教職員 教職員・児童(全学年)	教務主任・生徒指導主任 全教職員 生徒指導主任 特別活動担当教員 研修主任 生徒指導主任
10月	・人権文化祭パネル作成 ・1学期取組点検評価・改善 ・くすのは班活動 ・校内委員会 ・Q-Uアンケート調査	教職員 教職員 児童(全学年) 教職員 児童(3～6年生)	人権教育主事 生徒指導主任 特別活動担当教員 研修主任 3～6年担任
11月	・授業参観 ・国際交流集会 ・集団下校訓練 ・校内委員会 ・くすのは班活動	児童(全学年)・保護者 児童(3・4年生) 教職員・児童(全学年) 教職員 児童(全学年)	教頭・学級担任 3・4年担任 学級担任 研修主任 特別活動担当教員
12月	・楽しい学校生活を送るためのアンケート調査・分析 ・市場・川崎識字学級との交流 ・個人懇談 ・くすのは班活動 ・黒崎地区人権文化祭見学 ・冬休み前集会	教職員・児童(全学年) 児童(6年生) 保護者 児童(全学年) 教職員・児童(全学年) 教職員・児童(全学年)	生徒指導主任 6年担任 学級担任 特別活動担当教員 学級担任 教務主任・生徒指導主任
1月	・校内委員会 ・くすのは班活動 ・冬休み明け集会	教職員 児童(全学年) 教職員・児童(全学年)	研修主任 特別活動担当教員 教務主任・生徒指導主任
2月	・授業参観 ・校内委員会 ・くすのは班活動 ・生活アンケート調査・分析	児童(全学年)・保護者 教職員 児童(全学年) 教職員・児童(全学年)	学級担任 研修主任 特別活動担当教員 生徒指導主任
3月	・1年間の取組点検評価・改善と次年度の計画 ・くすのは班活動 ・6年生を送る会 ・卒業式	教職員 児童(全学年) 児童(全学年) 児童(全学年)	生徒指導主任 特別活動担当教員 5年担任 校長・教頭・教務主任

